三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第六百四十五号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年四月二十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月七日

国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第5537号 | 航海用レーダー | ＪＭＲ－5410－6　Ｘ | 日本無線株式会社 | 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 |
| 第5538号 | 〃 | ＪＭＲ－5410－6　ＸＨ | 〃 | 〃 |
| 第5539号 | 〃 | ＪＭＲ－5425－6　ＸＨ | 〃 | 〃 |
| 第5540号 | 〃 | ＪＭＲ－5425－7　Ｘ | 〃 | 〃 |
| 第5541号 | 〃 | ＪＭＲ－5425－9　Ｘ | 〃 | 〃 |
| 第5542号 | 〃 | ＪＭＲ－5430－Ｓ | 〃 | 〃 |
| 第5543号 | 〃 | ＪＭＲ－5472－Ｓ | 〃 | 〃 |
| 第5544号 | 自動物標追跡装置 | ＪＡＳ－5400 | 〃 | 〃 |

**○関東地方整備局告示第百七十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月七日

関東地方整備局長　泊　宏

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百四十六号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 秦野市菖蒲字内開戸九八一番一六から同市菖蒲字天神下七四三番一〇まで | 前 | 二五・五一～一八〇・七七メートル | 一六〇・一四二キロメートル | |
| | 後 | 二六・〇六～一八五・九二メートル | 一六〇・一四二キロメートル | |

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

**○関東地方整備局告示第百七十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月七日

関東地方整備局長　泊　宏

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百四十六号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 秦野市菖蒲字内開戸九八一番一六から同市菖蒲字天神下七四三番一〇まで | 前 | 二五・五一～一八〇・七七メートル | 一六〇・一四二キロメートル | |
| | 後 | 二六・〇六～一八五・九二メートル | 一六〇・一四二キロメートル | |

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

**○関東地方整備局告示第百八十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月七日

関東地方整備局長　泊　宏

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百四十六号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 厚木市金田字新神明下一四一三番一から秦野市菖蒲字天神下七五〇番三まで | 前 | 一〇・二〇～七三・二〇メートル | 二五・五一三キロメートル | 上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 一〇・二〇～七三・二〇メートル | 二五・五一三キロメートル | |
| | 前 | 二七・八五～三六八・六九メートル | 四・九四一キロメートル | |
| | 後 | 二七・八五～三六八・六九メートル | 四・九四一キロメートル | |
| | 前 | 〇・〇〇～二六一・四六メートル | 三・二五三キロメートル | |
| | 後 | 〇・〇〇～二六一・四六メートル | 三・二五三キロメートル | |
| | 前 | 〇・〇〇～三〇六・五七メートル | 四・四七三キロメートル | |
| | 後 | 〇・〇〇～三〇六・五七メートル | 四・四七三キロメートル | |

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

**○四国地方整備局告示第四十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月七日

四国地方整備局長　平井　秀輝

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十二号及び三百十九号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 三好市山城町下川字ナガミ一二番一から同市山城町下川字ナガミ一二番四まで | 前 | 一二・三六～二〇・二二メートル | 四六・五〇キロメートル | |
| | 後 | 一二・三六～二〇・二二メートル | 四六・〇三キロメートル | |

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所